

## 玉城町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編） 策定支援業務 仕様書

1. 業務名 玉城町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）  
策定支援業務

2. 期間 契約締結日から令和7年12月19日

### 3. 目的

脱炭素社会の実現に向け、玉城町ではこれまで実施してきた地球温暖化対策を更に推進するため、令和4年6月10日にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年脱炭素社会の実現を見据え、地域における再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを踏まえた「玉城町再生可能エネルギー計画」を策定し、その目標を実現するための具体的施策等の検討を行った。

本業務は上記計画をもとに2050年の脱炭素化に向けて町における地球温暖化対策に関するアクションプラン等をまとめた地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定することを目的とする。

### 4. 対象地域

本業務の対象地域は、玉城町全域とする。

### 5. 業務内容

「玉城町再生可能エネルギー計画（以下、「再エネ計画」という。）及び「国の最新の「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」に基づき、策定を行う。

#### （1）玉城町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の作成

##### ①国・県等の動向の整理

「再エネ計画」及び町所有関連データ等も参考に環境行政、環境問題に関する国外、国内（国・他自治体・民間）の動向について情報を収集し、傾向や特徴などについて分析・整理する。

##### ②地域特性の整理

町の既存の関連計画等を踏まえて、町の地域特性や地域課題等について整理する。

##### ③町域の温室効果ガス排出量の把握及び排出状況の整理

「再エネ計画」及び国の最新の動向等をもとに整理する。

##### ④町域の温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標の設定

「再エネ計画」及び国の最新の動向等を参考とし、現状趨勢ケース及び温室効果ガス排出量の削減に向けた対策を実施した場合についても将来推計を行い、2030年及び2050年における温室効果ガス削減目標を検討する。

なお、町域における再生可能エネルギーの導入目標についても示すものとする。

#### ⑤温室効果ガス排出量の削減対策の検討

「再エネ計画」を参考とし、温室効果ガス排出量削減目標を達成するために、町の特性やこれまでに実施した施策、さらに町で普及が見込まれる最新の知見や技術等の情報収集を行い、目標を達成する上で、必要となる温室効果ガス排出量の削減対策を検討する。

また、対策の進捗状況を把握するための成果指標についても併せて検討する。

### (2) 玉城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の作成

#### ①温室効果ガス排出状況調査・分析

町の事務事業に係るエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を算定・分析する。

②温室効果ガス排出状況等から計画策定に向けた課題を抽出し、整理する。

#### ③温室効果ガス削減目標と取組施策の検討

温室効果ガスの排出量削減に向けて、削減目標値を検討する。なお、検討の際は、国の削減目標値の考え方を踏まえること。

### (3) 玉城町地球温暖化対策実行計画素案（以下、「素案」という。）の作成

(1)～(2)や再エネ計画をもとに、計画の基本的事項、将来像、目標及び成果指標、アクションプラン、重点事業等をまとめた素案を作成する。

なお、素案は玉城町地球温暖化対策実行計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）や玉城町地球温暖化対策推進調整会議（以下、「庁内推進調整会議」という。）等での協議を踏まえて内容を精査の上、反映させたものとする。

### (4) 地域の事業者・団体へのヒアリング

町担当者と相談の上、ヒアリング先を選定し、最大限地域の意見を収集すること。

### (5) パブリックコメントの実施に関する資料の作成

素案のパブリックコメント実施に際して、公表する資料の作成や提出された町民意見の整理、分析及び回答案の作成を行う。

### (6) 玉城町地球温暖化対策実行計画最終案（以下、「最終案」という。）の作成

パブリックコメントにて収集した町民意見等を反映し、最終案を作成する。

### (7) 打ち合わせ・協議・会議支援

業務全体の進行管理、情報整理・確認、書面開催の可否等のための打合せ・協議等を適宜行う。

策定委員会の開催においては、会議資料を事務局との協力のもと作成するとともに、会議に出席し、説明等の事務局支援を行う。

また、会議記録（要点筆記）を作成する。会議の開催回数は以下を想定する。

#### ①策定委員会 2回以上（対象：学識経験者及び町長が必要と認めた者）

②庁内推進調整会議 2回以上（対象：管理職）

6. 成果品

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| (1) 令和6年度および令和7年度実施分の業務成果報告書    | 各1部 |
| (2) 玉城町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編） | 2部  |
| (3) 玉城町地球温暖化対策実行計画概要版           | 2部  |
| (4) 上記及びその他町が必要と判断したデータを格納したもの  | 1式  |

7. 業務の実施体制

受注者は、より行政の実情に精通した担当者を複数名配置し、町と円滑に連携できる体制を整えるものとする。

8. 打合せ・協議

本業務の遂行にあたっては、担当者との連絡を密にするように努め、十分な協議を行い、本業務が効率的かつ効果的に進められるよう最大限努力すること。

打合せ後は打合せ記録（軽微な打合せを含む）を作成し、打合せ後10日以内に担当者に提出すること。

また、緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡がとれる体制を確立すること。

（想定回数）

- ・現地による打合せを月1回以上実施する（軽微な打合せはオンライン対応可）

9. 支払い

本業務の支払いについては令和6年度予算および令和7年度予算を使用することから、令和6年度分の支払いは3,000千円以内とし、令和7年度に精算払いとする。

10. その他

- (1) 本業務の実施に際しては、町の担当者との十分な協議のもとに進めること。
- (2) 本仕様書に記載されていない内容については、町の担当者との協議の上、定める。
- (3) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び町から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。
- (4) 玉城町情報公開条例（平成11年玉城町条例第17号）及び玉城町個人情報保護法施行条例（令和5年玉城町条例第1号）を遵守すること。
- (5) 受注者は本業務の全てを第三者に委託し、また請け負わせることができない。